

評価対象 良質な個別サービスの実施(児童養護施設版)

【評価項目】		a	b	c	Na	判断の理由
1 援助の基本						
(1) 児童の援助に対する基本的な姿勢について配慮し、支援している。						
1	児童と職員との間に信頼関係を構築し、常に個々の児童の発達段階や課題に考慮した援助を行っている。					子ども一人ひとりの発達段階や個別状況に応じ受容的・支持的・指導的関わりがなされている。また、問題行動の背景にある課題の把握に努めている。
2	児童の協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。					基本的習慣や社会性、道徳性、ルールを守るなど、人として重要な育成に向け、生活の場、職員の規範などあらゆる場面で指導支援がなされている。
3	職務上職員が知り得た個人情報について秘密保持を徹底している。					個人情報の取り扱いや守秘義務について職員の認識が高い。
4	適切な児童の援助を行うため、職員間で打ち合わせをするなど引き継ぎ体制が確立している。					児童の状況について日誌、口頭で漏れなく慎重に行なわれている。
2 入所時の対応						
(1) 入所前の援助が適切に行われている。						
5	児童相談所と連携しながら、児童、保護者及びその家族の状況を把握し、受け入れ準備を行っている。					入所前協議等児童相談所との密接な連携のもとに行なわれている。
(2) 入所前の援助が適切に行われている。						
6	入所の際に、児童又はその家族等に対して適切な情報提供を行うなど、児童の不安を解消し施設生活を理解できるよう適切な援助を行っている。(但し、児童福祉法第27条1項3号入所児童に限る。)					保護者へ施設見学実施や入所に関する情報提供がきちんと行なわれている。
3 日常生活の援助						
(1) 適切な食生活に対する援助を行っている。						
7	食事を美味しく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を払っている。					栄養士が子どもの年齢、個人差アレルギー、嗜好等把握考慮し献立調理している。職員は食育に取り組んでいる。
8	児童の生活時間にあわせた食事の時間が設定されている。					基本的な生活習慣の確立につながるよう年齢、個人差を考慮している。
9	発達段階に応じて、食習慣を習得するための支援を適切に行っている。					年齢に応じ可能な限り子どもたちの食生活参加が工夫されている。

【評価項目】		a	b	c	Na	判断の理由
(2)適切な衣生活に対する援助を行っている。						
10	衣服は清潔で、体に合い、季節にあったものを提供している。					季節感、清潔、TPOに合わせた衣服を心がけるよう支援している。
11	児童が、衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように援助している。					年齢により衣服の購入機会の確保等、援助されている。
(3)適切な住生活に対する援助を行っている。						
12	居室等施設全体が、生活の場として安全性や快適さに配慮したものになっている。					個人のロッカー、タンス、カーテンでプライベート空間ができ、整理整頓、入浴等快適への配慮がなされている。
13	発達段階に応じて居室等の整理整頓、掃除等の習慣が定着するよう援助している。					机、部屋の整理整頓、掃除等生活技術習慣が身に付くよう支援がなされている。
(4)適切な衛生管理や健康管理及び安全管理に対する援助を行っている。						
14	発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。					発達段階に応じた自己管理への支援が適切になされている。
15	医療機関と連携して一人ひとりの児童に対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。					定期健康診断、身体測定、幼児の視診、嘱託医との連携等をおして適切に行なわれている。
(5)児童の問題行動などに対して適切な対応を行っている。						
16	児童が暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、適切に対応している。					脱暴力について取り組んでおり、ルールを守ることの重要性を伝えている。また、児童相談所との協力関係、心理士の配置等支援が行なわれている。
17	虐待を受けた児童等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。					緊急時には関係機関等との連携によって速やかで適切な支援が必要と考える。
18	施設内の児童間の暴力、いじめ、差別など施設全体で生じないよう徹底している。					トラブルに迅速に対応し又防止へも適切に対応している。

【評価項目】		a	b	c	Na	判断の理由
(6)児童の自主性や自律性を尊重した日常生活の援助を行っている。						
19	行事などのプログラムは、児童が参画しやすいように計画・実施されている。					小・中・高校生中心に企画運営するなど、各々の年齢に応じた参画が適切に行なわれている。
20	休日等に児童が自由に過ごせるよう配慮している。					施設内外のクラブ活動、自発活動、スポーツ少年団への参加等門限ルールを守り適切に行なわれている。
21	児童の発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など、経済観念が身につくよう支援している。					年齢に応じた小遣いの中で買い物する等金銭感覚が培われる支援が適切になされている。
22	児童が友人や地域との関係を深められるよう支援している。					地域の行事への参加等地域の人と触れ合う機会がある。友人が施設に訪問しやすい環境がある。
(7)一人ひとりの児童に応じた適切な学習支援、進路指導等を行っている。						
23	学習環境の整備を行い、学力に応じた学習支援を行っている。					学習習慣の育成学力の向上に向け、個々の支援が適切に行なわれている。
24	学校を卒業する児童の進路について、「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう援助している。					本人の希望を尊重し、親や関係機関との連携をとり情報提供し自己決定できる環境づくりがなされている。
25	児童の年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。					発達段階に応じて性についての適切な支援が行なわれている。
4 心理的な援助						
(1)児童のメンタルヘルスに着目した支援を行っている。						
26	被虐待児童など心理的なケアが必要な児童に対して心理的な支援を行っている。					心理士、職員等必要に応じた支援が行なわれている。
5 家族との関係						
(1)家族とのつながりに配慮している。						
27	児童相談所等と連携し、児童と家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりができています。					家族に対しては担当者により、児童の予定や情報を知らせる等適切に対処されている。
28	児童と家族の関係づくりのために面会、外出、一時帰省などを積極的に行っている。					面会、外出、一時帰宅等規定があり、関係機関との連携がなされている。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
6 退所時の対応						
(1)退所前の援助が適切に行われている。						
29	退所後の社会生活を考慮した援助を行っている。					退所にあたっては、児童相談所と協議し、生活技術の体得や進路相談など適切な援助を行っている。
30	退所後の社会生活がスムーズに行われるよう退所時に十分な援助を行っている。					県のフォローアップ事業との連携もあり必要な連絡、情報が提供されている。
31	家庭復帰に向けて、児童相談所及び児童と家族への連絡調整機能を果たしている。					家庭復帰に向けてネットワークづくりの支援が必要である。
32	児童福祉施設等へ措置変更する場合には、児童と家族、児童相談所及び措置変更先の施設等への連絡調整機能を果たしている。					不安を軽減するよう措置変更先の情報提供を十分行なっている。
33	電話や訪問などにより、積極的に退所後の援助を行っている。					退所後本人が自立した生活を営んでいる場合、本人からの相談へは、積極的にフォローしているが、被虐待経験のある児童など個人の状況や家庭によっては困難な場合があり、十分な対応が必要と思われる。

評価対象 児童の権利擁護

1 児童の権利擁護						
(1)常に児童の最善の利益について熟考し、児童の権利を擁護している。						
1	施設長は、児童の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。					施設長が処遇会議に出席し、児童のケース記録に目を通し助言をするなど、児童の権利擁護に強いリーダーシップをとっている。
2	職員は、児童の権利擁護への取り組みを積極的に行っている。					児童の権利擁護について施設長のリーダーシップのもとで職員が取り組んでいるが、職員の研修への参加や施設内での積極的な取り組みも期待したい。
3	施設生活全般について、児童が自由に意見を表明する機会を設け、それに応えている。					児童の要望や意見によって生活時間や携帯電話についての話し合いが進んでいるが、年齢別こどもミーティングなどの定期的開催も必要と思われる。
4	児童自身が、自分たちの生活全般について、自主的に考える活動(施設内の自治会活動等)を推進し施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。					こどもミーティング活動を通じ、児童のリーダー養成や行事の企画から実施まで自主的・主体的な取り組みができるような支援が必要と思われる。

【 評価項目 】		a	b	c	Na	判断の理由
5	施設の行う援助について事前に説明し、児童が主体的に選択(自己決定)できるように支援している。					職員は、児童の自己決定の重要性について十分認識しているが、一人ひとりの発達段階や能力に応じて自己決定ができる力量形成への支援も考慮に入れてほしい。
6	多くの生活体験を積ませる中で、児童が、その問題や自体の主体的な解決等を通して、健全な自己の成長や問題解決力を形成できるように支援している。					社会体験のひとつとしてアルバイトを奨励されているが、小学生や中学生にも年齢に応じた生活体験、自然体験を通し問題解決能力が身につけられるような支援が今後の課題と考えたい。
7	多くの人たちとのふれあいを通して、児童が、人格の尊厳を理解し、自他の権利を尊重し、共生ができるよう支援している。					「脱暴力・安心回復会議」設置の必要性を考えたとき、児童間の調整問題だけでなく、職員を含む大人との良好な信頼関係の構築などに努力している。
8	児童の発達に応じて、本人の出生や生い立ち、家族の状況等について、児童に適切に知らせている。					本人への真実告知については、前向きに取り組んでいることが伺える。
9	児童のプライバシーの保護に配慮している。					児童の個別空間の確保などプライバシー保護に配慮が感じられる。
10	体罰を行わないよう徹底している。					日常生活の中で体罰を行わないことを徹底しているが、今後の課題として、具体的なケースについての研修や職場内での勉強会などで共通理解を深める必要がある。
11	児童に対する暴力、言葉による脅かし等の不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。					児童に対する不適切な関わりを防止するために、その起こりやすい状況や場面などについて研修や話し合いを行い、職員一人ひとりの援助技術を習得することが必要である。
12	児童や保護者からの要望などを検討したり、不満や不服を解決したりする仕組みが確立されている。					児童の意見箱が設置され毎日確認するなど不満や不服を解消する取り組みが行われている。
13	施設生活に対する要望、不満、不服など、児童や保護者の意見を聞くための取り組みを行っている。					児童については、こどもミーティング活動の中で生活に関する要望等が出てくるが、保護者については面会時だけでなく施設行事の参加の機会や保護者会等で聞くことも必要かと思われる。
14	児童や保護者の思想や信教の自由は、他の児童や保護者の権利を妨げない範囲で保障されている。					施設での朝礼・夕礼については、児童の意向を尊重している。